

福祉施設等物価高騰対策支援金 Q & A

(令和5年10月2日 改版)

東北町 高齢介護課

目次

	ページ
1 福祉施設等物価高騰対策支援金について	
Q 1 支援金交付の目的について	1
Q 2 支援金の用途制限について	1
Q 3 支援金の交付額について	1
2 支援金の交付対象施設等について	
Q 4 支援金の交付対象となる者について	2
Q 5 基準日以降に休止（廃止）しましたが、対象となりますか	3
Q 6 本社が東北町内にない場合でも申請できますか	3
Q 7 指定管理者の管理する施設や福祉施設事務組合が設置した施設は対象となりますか	3
Q 8 同一施設で複数の施設（事業）を運営していますが、施設ごとに申請できますか	3
Q 9 複数の施設を運営している場合、全ての施設分の交付を受けられますか	3
Q 1 0 青森県支給の「医療・福祉施設等物価高騰対策支援金」を受領（申請）済みですが 交付を受けられますか	3
3 支援金の申請方法、提出する書類等について	
Q 1 1 申請のために必要な書類を教えてください	3
Q 1 2 申請方法について	4
Q 1 3 申請書の様式では10施設分しか記載できませんが、対象施設等が11施設以上 ある場合どうすればよいですか	4
Q 1 4 インターネットバンキングの場合、通帳の写しはどうすればよいですか	4
Q 1 5 申請者と異なる名義人の口座に振り込みは可能ですか	4
Q 1 6 申請の受付期間と支援金の交付について	4
4 福祉施設等の区分ごとの留意事項について	
【高齢者施設等】	
Q 1 7 介護サービスと介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業サービスを1つの事業所で行っている場合の申請はどうなりますか	4
Q 1 8 短期入所生活介護の空床型の場合は、本体施設とは別に申請できますか	5
Q 1 9 病院等で介護保険法のみなし指定を受けている施設等は対象となりますか	5
【障害児者施設等】	
Q 2 0 高齢者施設等の指定と障害児者施設等（共生型サービス等）の指定を受けている 場合はどうなりますか	5
Q 2 1 障害者支援施設の場合、日中活動サービス（施設障害福祉サービス）についても 施設入所支援とは別に申請できますか	5

- Q 2 2 短期入所（空床利用型）は、本体施設と別に申請できますか 5
- Q 2 3 多機能型事業所の場合は、指定を受けている事業ごとに申請できますか 5
- Q 2 4 多機能型ではありませんが、複数の事業所が1つの建物に集約されている場合、
指定を受けている事業ごとに申請できますか 5
- Q 2 5 居宅介護、重度訪問介護、行動援護のうち、複数の指定を受けている場合、事
業ごとに申請できますか 5
- Q 2 6 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援のうち、複数の
指定を受けている場合、事業ごとに申請できますか 5
- Q 2 7 町内に複数の共同生活住居がある場合はどうなりますか 6
- 【保育施設】
- Q 2 8 定員とは、認可定員と利用定員のどちらですか 6

1 福祉施設等物価高騰対策支援金について

Q1 支援金給付の目的について

福祉施設等においては、各種サービスの提供にあたり電気、ガス等の使用は必要不可欠ですが、これら福祉施設等は、そのサービスの対価が介護報酬等で定められており、事業者の判断で価格を独自に変動させることができません。

このことから、昨今の物価高騰の影響を受けている事業者に対し、当該福祉施設等の利用者へ安定的なサービスを継続して提供できるよう、福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものです。

Q2 支援金の用途制限について

用途制限はなく、実績の報告等も不要ですが、支援金はQ1の目的のとおり、安定的なサービスを継続して提供できるよう交付するものですので、運営費に充当されるのが望ましいです。

Q3 支援金の交付額について

交付額は以下のとおりです。

(1) 高齢者施設等

内容		支援金の額
入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を行う事業所	定員（令和5年4月1日現在の定員をいう。以下同じ。）30人以上の場合 5,000円に定員数を乗じて得た額
		定員29人以下の場合 150,000円
	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅	定員30人以上の場合 3,500円に定員数を乗じて得た額
		定員29人以下の場合 100,000円
通所系	通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション及び小規模多機能型居宅介護を行う事業所	100,000円
訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅介護支援を行う事業所	50,000円

(2) 障害児者施設等

内容		支援金の額	
入所系	障害者支援施設、共同生活援助及び短期入所を行う事業所	定員30人以上の場合	5,000円に定員数を乗じて得た額
		定員29人以下の場合	150,000円
通所系	生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所	100,000円	
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援及び障害児相談支援を行う事業所	50,000円	

(3) 保育施設

内容		支援金の額
保育所及び認定こども園	定員20人以上の場合	1,250円に定員数を乗じて得た額
	定員19人以下の場合	25,000円

2 支援金の交付対象施設等について

Q4 支援金の交付対象となる者について

支援金の交付対象となる者は、町内に所在する福祉施設等を運営し、次の各号のいずれにも該当する者です。

- (1) 次のいずれにも該当する福祉施設等を運営する事業者であること
 - ア 令和5年4月1日現在において事業を行っていること
 - イ 申請を行うまでに事業を休止し、又は廃止していないこと
 - ウ 事業の休止又は廃止を予定していないこと
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体が設立した法人及び国、地方公共団体その他公共団体が資本金、基本金等を出資し、又は拠出している法人でないこと
- (3) 町税に滞納がないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援金の目的に照らして適当でないと町長が認めた者でないこと

Q 5 基準日以降に休止（廃止）しましたが、対象となりますか

基準日である令和5年4月1日時点で事業を実施しているも、申請時に休止又は廃止している場合は本支援金の交付対象外となります。

また、事業を休止又は廃止する見込みがある場合も交付対象外となります。

Q 6 本社が東北町内にない場合でも申請できますか

対象となる福祉施設等の所在地が東北町内であれば、本社が東北町外にあっても申請できます。ただし、町外に所在する福祉施設等分については、本支援金の対象外ですので申請できません。

Q 7 指定管理者の管理する施設や福祉施設事務組合が設置した施設は対象となりますか

地方公共団体が設置した施設等については、本支援金の交付対象外となります。

Q 8 同一施設で複数の施設（事業）を運営しているが、施設ごとに申請できますか

対象施設等に該当し、かつ専用区画が共有でなければ、施設等単位で交付を受けることができます。

ただし、みなし指定は対象となりません。

Q 9 複数の施設を運営している場合、全ての施設分の交付を受けられますか

Q 3に掲げている施設、事業所に該当する場合は、全て交付の対象施設等となります。

事業者（法人）が対象施設等を取りまとめ、福祉施設等の区分（高齢者施設等、障害児者施設等、保育施設）ごとに申請してください。

Q 10 青森県支給の「医療・福祉施設等物価高騰対策支援金」を受領（申請）済みですが、交付を受けられますか

Q 4の交付要件に該当していれば、交付を受けることができます。

3 支援金の申請方法、提出する書類等について

Q 11 申請のために必要な書類を教えてください

必要書類は以下のとおりですが、申請に当たっては、対象となる福祉施設等の区分（高齢者施設等、障害児者施設等、保育施設）ごとにとりまとめ、事業者（法人）単位により1回で申請してください。

施設、事業所ごとに申請することはできません。

【申請に必要な書類】

- ①令和5年度東北町福祉施設等物価高騰対策支援金申請書兼請求書（様式第1号）
- ②振込先の通帳等の写し（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）が読み取れる通帳の表紙や表紙裏側のコピーなど）
- ③支援金の受領権限を委任する場合は、委任状

Q12 申請方法について

申請書類は押印が必要となるため、郵送又は窓口へ直接持参により提出をお願いいたします。
メールやファクスでの申請は受け付けできません。

【申請先】

○郵送の場合（提出期限：令和5年11月30日当日消印有効）

〒039-2492 東北町上北南四丁目32-484

東北町役場 高齢介護課 宛て

○持参の場合（提出期限：令和5年11月30日 午後5時まで）

東北町役場 本庁舎2階 高齢介護課まで持参してください。

Q13 申請書の様式では10施設分しか記載できませんが、対象施設等が11施設以上ある場合どうすればよいですか

申請書を複数枚提出してください。

この場合、2枚目以降には「法人名」と「2 福祉施設等の名称、申請額等」のみ記載し、1枚目の「支援金申請（請求）額」には全ての申請額を合算した額を記載してください。

Q14 インターネットバンキングの場合、通帳の写しはどうすればよいですか

金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人などが確認できる部分をパソコンなどから印刷し、提出してください。

Q15 申請者と異なる名義人の口座に振り込みは可能ですか

申請者と口座の名義人が異なる場合は、必ず委任状を添付して申請してください。

委任状がない場合は交付できません。

Q16 申請の受付期間と支援金の交付について

申請の期限は、令和5年11月30日（木）です。

支援金の交付は、申請順に審査を行い交付決定した事業者から順次交付します。

申請からは交付までの期間は、1か月程度を見込んでいます。

ただし、申請書類に不備があった場合などは交付が遅れる場合があります。

4 福祉施設等の区分ごとの留意事項について

【高齢者施設等】

Q17 介護サービスと介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業サービスを1つの事業所で行っている場合の申請はどうなりますか

交付対象となる事業所は1つとなるので、介護サービスで申請してください。

Q 1 8 短期入所生活介護の空床型の場合は、本体施設とは別に申請できますか

空床型は申請できません。

Q 1 9 病院等で介護保険法のみなし指定を受けている施設等は対象となりますか

病院等における介護保険法に基づくみなし指定（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護）は対象外としており、申請できません。

【障害児者施設等】

Q 2 0 高齢者施設等の指定と障害児者施設等（共生型サービス等）の指定を受けている場合はどうなりますか

高齢者施設等として申請してください（重複申請はできません）。

Q 2 1 障害者支援施設の場合、日中活動サービス（施設障害福祉サービス）についても施設入所支援とは別に申請できますか

障害者支援施設は、入所系の区分のみで申請してください。申請の際の定員数は、施設入所支援の定員数となります。

Q 2 2 短期入所（空床利用型）は、本体施設と別に申請できますか

申請できません。

Q 2 3 多機能型事業所の場合は、指定を受けている事業ごとに申請できますか

専用の区画（訓練・作業室等）を設けている場合は、事業ごとに申請できます。

Q 2 4 多機能型ではありませんが、複数の事業所が1つの建物に集約されている場合、指定を受けている事業ごとに申請できますか

例えば、生活介護と相談支援の事業を1つの建物で行っている場合、各事業の専用の区画を設けている場合は、指定を受けている事業ごとに申請できます。

Q 2 5 居宅介護、重度訪問介護、行動援護のうち、複数の指定を受けている場合、事業ごとに申請できますか

上記の事業について同一の事業所番号で指定を受けている場合は、1つの事業所として申請してください。また、高齢者施設等との共生型サービスの場合は、Q 1 9のとおりです。

Q 2 6 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援のうち、複数の指定を受けている場合、事業ごとに申請できますか

上記の事業について同一事業所で事業を実施している場合は、1つの事業所として申請してください。

Q 2 7 町内に複数の共同生活住居がある場合はどうなりますか

共同生活援助事業については「事業所の定員数（＝町内で運営する共同生活住居の定員数の合計）」を算出し、その数に応じた支援金を申請してください。

【保育施設】

Q 2 8 定員とは、認可定員と利用定員のどちらですか

支援金の基礎となる定員は、保育所及び認定こども園の利用定員です。